

令和5年8月24日（木）  
労働政策課長 糸賀 正美  
TEL:029-301-3635（内線 3630）

本県最低賃金の改正に係る公開質問状に関する知事談話について

昨日（8/23）、茨城地方最低賃金審議会会長に対し、本県最低賃金の改正に係る公開質問状を提出したことについてお知らせしたところですが、本件に関する知事談話は、下記のとおりです。

記

本県の経済実態を示す総合指数は全国9位であり、経済指標を考慮すると、最低賃金額も全国9位相当の990円が適当であると考えられます。

また、最低賃金は、シングルマザーなど弱い立場の女性就労者の生活や少子化対策、地方への人口移動を促すための対策にもかかわる非常に重要な問題です。

今回、他県では地域間格差などを考慮し、最低賃金額改定の目安に最大8円上乗せする積極的な引上げが行われている一方、本県では、最低賃金額改定の目安40円に2円のみが上乗せされた額（953円）であり、経済実態の反映や近隣他県との格差是正に配慮されたものとは考えられません。

県としましては、引上げ額決定の理由や茨城地方最低賃金審議会の見解について確認した上で、今後も引き続き、最低賃金の積極的な引上げに向け、取組を行ってまいります。